

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 7 年 9 月 1 日～令和 12 年 8 月 31 日までの 5 年間

2.内容

目標 1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 7 年 9 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 7 年 9 月～ 制度に関する規程の作成、全従業員対象とした期首会議等にて社員への周知

目標 2： 所定外労働時間削減の啓蒙活動

<対策>

- 令和 7 年 9 月～ 社員のニーズの把握
- 令和 7 年 10 月～ ルールの確認、見直し
- 令和 7 年 12 月～ 従業員への周知

目標 3： 年次有給休暇取得の促進

<対策>

- 令和 7 年 9 月～ 取得状況の把握
- 令和 7 年 10 月～ 社員のニーズの把握
- 令和 7 年 11 月～ 制度の見直し、検討
- 令和 7 年 12 月～ 従業員への周知